

令和2年11月24日

東京都渋谷区恵比寿4丁目1番18号 恵比寿ネオナート
株式会社ジャックス 御中

〒850-0876

長崎市賑町5番24号 向ビル201

電話：095-895-8520 FAX：095-895-8521

【毎週火曜日（祝日を除く）10：30～13：30】

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットながさき

理事長 福崎 博孝

(申入担当者 弁護士 中舗 美香)

(電話 0957-24-1187)



申 入 書

拝啓 時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当法人は、消費者契約問題に関する調査、研究、消費者への情報提供等を通じ、消費者被害の未然防止を図ることを目的に、消費者団体、学識経験者、弁護士、司法書士、消費生活相談員などの消費者問題専門家により構成されている法人であり、将来的に適格消費者団体としての認定申請を予定しています。

さて、当法人において、御社の「WEB9018_汎用集金保証規約-1_2017.11.1」（以下「本件規約」といいます。）を調査したところ、その一部に消費者契約法に照らして不当と思われる点があると判断しました。

そこで、当法人は、御社に対し、下記のとおり申し入れます。

つきましては、本申入れに対する御社のお考え・ご対応等を、文書にて、令和3年1月末日までに、当法人にご回答ください。なお、ご不明な点がございましたら、申入れ担当者までお問い合わせください。

最後に、ご回答の有無及びご回答内容につきましては、消費者への情報提供のため、当法人のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表させていただくことがありますことをあらかじめ申し添えます。

敬具

第1 申入れの趣旨

本件約款中の割賦販売契約第8条（早期完済の場合の特約）のうち、下記の下線部を削除してください。

記

甲が、当初の契約のとおり分割払金の支払を履行し、かつ約定支払期間の途中で残金全額を一括して支払ったときは、甲は78分法又はそれに準ずる乙所定の計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料のうち乙所定の割合による金額の払戻しを乙に請求できるものとします。

第2 申入れの理由

1 はじめに—消費者契約法の適用について

事業者と消費者との間の消費者契約については、消費者契約法が適用されます。この点、事業者とは、「法人その他の団体」等を指すところ（消費者契約法2条2項¹）、御社は株式会社であって「事業者」に該当します。同様に、御社加盟店（販売店）も通常「事業者」に該当します。一方、御社の顧客には、営業とは無関係に個人としてローンを組まれている方が数多くいらっしゃるものと存じます。そのため、御社及び販売店の顧客には多数の「消費者」（同法2条1項²）が含まれています。

よって、御社加盟店（販売店）と顧客との間の割賦販売契約には、消費者契約法の適用される「消費者契約」（同法2条3項³）が多数含まれています。そのため、御社は、消費者である顧客が契約を締結するに際し、消費者契約法を遵守していただく必要がございます。

具体的には、本件約款を策定するに際しては、消費者契約法を念頭においていただく必要があり、その条項が消費者契約法に違反する場合には、無効になります。

2 割賦販売契約第8条（早期完済の場合の特約）について

本件規約中の割賦販売契約8条は、申込者が早期完済をした場合の期限未到来の分割払手数料の払い戻しについて定めています。

¹この法律（第四十三条第二項第二号を除く。）において「事業者」とは、法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。

²この法律において「消費者」とは、個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）をいう。

³この法律において「消費者契約」とは、消費者と事業者との間で締結される契約をいう。

本条は、早期完済の場合、期限未到来の分割払手数料の全額を払い戻すのではなく、同条に定める算定方法により算出された金額を払い戻す、としています。この規定は、以下のとおり、その一部が消費者契約法10条に違反していると考えます。

3 消費者契約法10条について

(1) 消費者契約法10条⁴は、「法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの」につき、無効としています。

(2) 本件のような自社式割賦販売契約は、商品等の販売契約を締結するに際し、代金について割賦払いとする、すなわち、売買代金の支払についての期限の利益を付与（民法136条）するものです。

そして、この場合の期限前返済は、債務者に与えられた期限の利益の放棄に該当します。

(3) この点、金銭消費貸借契約における期限前返済の規定が消費者契約法10条に違反するかどうか争われた京都地裁平成21年4月23日判決において、次のような判断がなされています。

民法は「期限の利益は放棄することができる。ただし、これによって相手方の利益を害すことはできない」（民法136条2項）と定めています。したがって、利息付金銭消費貸借契約において、貸主の利益を害さずに期限の利益を放棄するには、借主は、原則として、期限までの利息を付して返済する必要があります。

もっとも、利息制限法1条1項及び2条は、金銭消費貸借上の貸主には、借主が実際に利用することが可能な貸付額とその利用期間とを基礎とする利息制限法所定の制限内の利息の取得のみを認めるもので、上記各規定が適用される限りにおいては、民法136条2項但し書きの規定の適用を排除する趣旨の規定です（最二小判平15.7.18民集57巻7号895頁、判タ1133号89頁参照）。そして、この理は、利息制限法のみならず、出資法5条2項との関係でも妥当するものと解するのが相当です。したがって、期限前返済により期限までの約定の利息を付して返済する必

⁴消費者の不作为をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他の法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。

要があるとしても、それが実質的に出資法5条2項所定の制限利率（年利20%）を超える場合、貸主が本来受け取ることのできない利息の取得を認めるのと等しいのであり、民法の規定による消費者の義務を加重するものといえます。

そのような、本来消費者が法律上支払義務を負わない金員を支払うことを内容とする条項は、信義則に反し消費者の利益を一方的に害するものというべきです。

- (4) 本件規約における割賦手数料（分割手数料）は、消費貸借契約における利息そのものではありませんが、割賦販売契約も信用取引である以上、基本的に信用供与による支払の猶予です。そのため、本件約款が早期完済時の分割手数料の払戻しを認めていることから自明のとおり、一般に割賦販売契約やクレジット契約においては、割賦手数料（分割手数料）は利息と事実上同様の取扱いがなされています（この点については、平成7年8月9日付取信第8号通商産業省産業政策局取引信用室長発「割賦購入あっせん及び割賦販売に係る分割払手数料率の設定について」をご参照ください。）。

したがって、割賦手数料も金銭消費貸借契約における利息も利益状況は同じであるから、本件規約の割賦手数料についても、京都地裁平成21年4月23日判決同様、早期完済により負担させられる違約金が、消費者に出資法違反の実質高利の負担を強いるものとなる場合は、消費者が法律上支払義務を負わない金員を支払うことを内容とするものであって、信義則に反し消費者の利益を一端的に害するものとして、消費者契約法10条に違反するというべきです。

- (5) 本件の割賦販売契約第8条（早期完済の場合の特約）では、「甲は78分法又はそれに準ずる乙所定の計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料のうち乙所定の割合による金額の払戻しを乙に請求できるものとします。」とされており、「甲は78分法又はそれに準ずる乙所定の計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料」からさらに「乙所定の割合」に制限して戻し手数料を計算する規定となっています。

78分法は、割賦販売契約等の支払方法を均等払と仮定して、期限が来ていない利息部分を算出する方法であり、実質年率計算に比較的近いものとして広く用いられています。

この78分法で算出した戻し手数料ではなく、「78分法又はそれに準ずる乙所定の計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料のうち乙所定の割合による金額の払戻しを乙に請求できるもの」に制限する上記8条の規定は、出資法5条2項の制限利率を超える実質金利を負担させるものであり、消費者が法律上支払義務を負わない金員を支払うことを内

容としています。

したがって、本件の割賦販売契約第8条（早期完済の場合の特約）のうち、「又はそれに準ずる乙所定の計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料のうち乙所定の割合」との部分は、信義則に反し消費者の利益を一方的に害するものとして、消費者契約法10条に違反するといえます。

4 ご提案

以上のとおり、申入れの趣旨記載の下線部は、消費者契約法上適法とはいえないものです。よって、ご削除下さいますようお願い申し上げます。

第3 最後に

ご多忙のところ大変恐縮ではございますが、宜しくご対応くださいますようお願い申し上げますとともに、ご対応結果（ご対応いただけない場合にはその理由）を、令和3年1月末日までに、当法人（長崎市賑町5番24号向ビル201）へ文書にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、ご回答にお時間を要する場合には、その旨をご連絡いただけますと幸甚です。

以 上